

三木市とアイドマ・ホールディングスとの地方創生に係る連携協定書

三木市（以下「甲」という。）と株式会社アイドマ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、三木市の地方創生の実現に向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに緊密に連携し、協働することにより、三木市の地方創生を推進し、一層の地域社会の発展を図ることを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協働する。

- (1) 多様な働き方の実現に関する事
- (2) 人口減少社会における新たな人材確保の選択肢実現に関する事
- (3) その他地方創生に関する事

（協議）

第3条 甲及び乙は前条各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、必要に応じ協議を行うものとする。

（善管注意義務等）

第4条 甲及び乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本協定に基づく業務を遂行するものとし、相互の名誉及び信用を毀損する行為を行ってはならない。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく業務の遂行にあたり発生した費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。ただし、業務の内容により、予め甲乙間で費用の負担を別途取り決めた場合には、この限りではない。

（知的財産権）

第6条 本協定に基づいて行う業務の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）の帰属は、当事者に帰属するものと

する。

2 発明または考案した者が、甲及び乙双方に存在する場合は、両当事者の共同出願とする。

3 前二項の場合において、甲及び乙が第三者に知的財産権の実施を許諾するときは、事前に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定の解約又は変更の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第8条 甲又は乙のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、協議して決定するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとする。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しないものとする。

- (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

(合意管轄)

第10条 甲及び乙は、本協定に関して紛争が生じた場合には、民事訴訟法第4条第1項に基づき、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属することに合意する。

(その他)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容若しくは運用等に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2024 年 6 月 27 日

(甲)

兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市
三木市長

(乙)

東京都品川区上大崎二丁目 13 番 30 号
株式会社アイドマ・ホールディングス
代表取締役